

立山町避難勧告等の判断伝達マニュアル

平成26年7月

立山町

はじめに

世界的に異常な気象現象が頻発し、毎年どこかの地域で災害が発生して甚大な被害をもたらしている。立山町では平成25年の大雨において、24時間降水量は立山町芦峯寺において180.5ミリを観測し、平年の8月の1ヶ月に降る雨量を超えた。栃津地内の下嵐川周辺で浸水被害が発生し、芦峯寺、千垣、横江の3地区に避難準備情報を発令し、計18名の住民が自主避難することとなった。

避難勧告等のタイミングや避難のあり方が最大の課題となり、当町においても的確・迅速に避難情報を発信するため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成することとしたものである。

本マニュアルは、町の避難情報の発信や避難すべき区域等を示すものであるが、住民や自治会等が、命を守るための最善の行動をとるなど、相乗的な取り組みによって意味のあるものとなる。そのため、町では地域防災計画及び防災対策マニュアルの改訂、災害対策本部設置・運営訓練等の実施、職員防災研修会の実施のほか、各地域の活動を推進するための自主防災リーダー研修会の開催、自主防災組織の育成、防災訓練等の支援など、様々な対策を実施することにより、災害による被害の軽減に努めている。

本マニュアルは、水害と土砂災害について、内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考にし、立山町の地域性や防災対応を考慮したものとした。

－ も く じ －

第1編 水害編

1	警戒すべき区域・箇所	1P
2	避難勧告等の発令の判断基準	1-7P
(1)	発令のタイミングについての基準	1-2P
(2)	発令にあたって確認すべき情報	2-5P
(3)	避難に要する時間	5P
(4)	避難勧告等の発令区域	6-7P
3	避難勧告等の伝達内容	8-9P
4	避難勧告等の伝達	9-12P
(1)	避難勧告等の伝達手段	9-10P
(2)	県等への報告	10P
(3)	住民の行動	10P
(4)	避難及び避難誘導	11P
5	避難勧告等の発令解除	12P

第2編 土砂災害編

1	警戒すべき区域・箇所	13P
2	避難勧告等の発令の判断基準	13-14P
(1)	発令のタイミングについての基準	13-14P
(2)	発令にあたって確認すべき情報	13P
(3)	避難に要する時間	13P
(4)	避難勧告等の発令区域	13P
3	避難勧告等の伝達内容	15-16P
4	避難勧告等の伝達	16P
(1)	避難勧告等の伝達手段	16P
(2)	県等への報告	16P
(3)	住民の行動	16P
(4)	避難及び避難誘導	16P
5	避難勧告等の発令解除	16P

第1編 水害編

1 警戒すべき区域・箇所

立山町の水位周知河川は、常願寺川・白岩川・栃津川の3河川である。

本マニュアルでは、上記河川のうち、被害の発生するおそれが高いと考えられる「重要水防箇所」、「立山町ハザードマップ想定浸水」の地域等を警戒すべき区域・箇所とする。

2 避難勧告等の発令の判断基準

(1) 発令のタイミングについての基準

本部長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告（避難勧告）し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示（避難指示）する。

また、避難勧告及び避難指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため、避難準備情報を発令する。

原則として、避難勧告等の発令は、災害対策本部で行うが、通信の不通等により災害対策本部に被害状況等の報告ができない場合や土砂災害における危険など、危険が目前に迫り、緊急を要する場合、町長の判断により避難勧告等の発令を行うことができる。ただし、その場合にも災害対策本部との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は災害対策本部に対して発令事実について速やかに報告する。

避難情報は、避難準備情報・避難勧告・避難指示があり、特徴は次のとおりである。

■ 避難準備情報、勧告又は指示等実施の3段階

区分	実施時の状況	住民に求められる行動
避難準備 (要支援者避難) 情報	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、近くの避難場所、又は町等から指示のあった場所への避難行動を開始（避難支援者は、支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、近くの避難場所、又は町等から指示のあった場所への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合でも生命を守る行動をとる

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

発令判断基準は、次のとおりとする。

避難準備情報、勧告又は指示は、次のような状況が認められる場合に実施する。また、必要に応じて富山地方气象台、富山河川国道事務所及び立山土木事務所等と連絡を取り、避難準備情報、勧告又は指示の判断支援を受けるものとする。

- ・河川の上流が災害により被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- ・火災が拡大するおそれがあるとき。
- ・爆発のおそれがあるとき。
- ・有毒ガス等の危険物質の流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。
- ・地すべり、がけ崩れ及び土石流等により、著しく危険が切迫しているとき。
- ・大規模災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- ・その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

■ 避難準備情報、勧告又は指示の判断基準（対象河川：常願寺川、白岩川、栃津川）

発令内容	判断基準
避難準備 （要支援者避難） 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・常願寺川において指定河川洪水予報「はん濫注意情報」が発表されたとき。 ・白岩川、栃津川において基準水位観測所における水位がはん濫注意水位に達し、更に水位が上昇しているとき。 ・大雨、洪水警報が発表されたとき。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・常願寺川において、指定河川洪水予報「はん濫警戒情報」が発表されたとき。 ・白岩川、栃津川において、水位が避難判断水位に達し、更に水位が上昇しているとき。 ・破堤につながるような漏水等を確認したとき。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・常願寺川において、指定河川洪水予報「はん濫危険情報」が発表されたとき。 ・白岩川、栃津川において、水位がはん濫危険水位に達したとき。 ・河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ・堤防の決壊・超水を確認したとき。

（２）発令にあたって確認すべき情報

■ 水位観測所及び基準水位

所管事務所	河川名	観測場所	平水位 (m)	水防団 待機水位 (m)	はん濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	はん濫 危険水位 (m)	備考
国土交通省 富山河川国 道事務所	常願寺川	富山市 大山上野 (大川寺)	2.73	4.20	5.10	5.24	6.61	国： テレメータ
富山県 立山土木事 務所	白岩川	立山町泉 (泉正橋)	1.00	2.20	2.60	3.30	3.80	県： テレメータ
〃	〃	上市町 放土ヶ瀬 (交益橋)	1.40	3.00	3.40	4.10	4.80	〃
〃	栃津川	立山町 浦田 (流観橋)	0.30	1.60	2.00	2.10	2.60	〃

■ 水防警報河川及びその区域

河川名	区 域	備 考
常願寺川	左岸：富山市岡田字岩谷割9番の2 右岸： ” 地先横江えん堤から海まで	国土交通大臣指定
白岩川	左岸：立山町中蔵 右岸：立山町白岩 (町道中蔵橋) から海まで	富山県知事指定
栃津川	立山町下田（吉峰橋）から白岩川合流点まで	”

■ 水防警報の種類、内容及び発令基準

1 国土交通省管理河川

種類	内容	発表基準
準備	水防に関する情報連絡 水防資器材の整備点検 水門等の開閉の準備 水防機関に出動の準備を通知するもの	雨量・水位・流量その他の河川状況により必要と認められるとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの。	水位・流量その他河川の状況により水位がはん濫注意水位（警戒水位）以上に上昇するおそれがあるときで、はん濫注意水位（警戒水位）に達すると予想される時刻の1時間前とする。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に達したとき。 ただし、はん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
状況	水位の上昇・下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに超水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜河川の状況を通知する。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する

2 県管理河川

水防警報河川における水防警報の発表基準は、水位観測所の水位がはん濫注意水位を超えるおそれのあるときとし、その段階は次の表のとおり準備、出動、状況、解除の4段階とする。

その他の河川については、県の水防計画に準じて水防管理者において、あらかじめ計画を定め自主的に行うものとする。

準備	出動	状況	解除
雨量、水位、その他の河川状況により必要と認められるとき。 又は、水防団待機水位に達し、はん濫注意水位を超えるおそれがあるとき。	はん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	出動後の状況に変化を認めるとき。	水位がはん濫注意水位を下回り、かつ水防作業を必要とする河川状況が解消したとき。 又は、準備態勢に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位を下回り、その後水位が上昇するおそれがないとき。

段 階

- 第1段階 準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動等に対するもの。
- 第2段階 出動 水防団員の出動を通知するもの。
- 第3段階 状況 出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき、その状況を通知するもの。
- 第4段階 解除 水防活動の終了を通知するもの。

なお、これらの指示は、予想される事態の規模が小さくて全面出動を必要としないと認められるときは、準備指令までとし出動命令を発令しないことがある。

また、地震による堤防の漏水、沈下等による災害が起こるおそれがある場合は、上記に準じて水防警報を発令する。

■ 洪水予報指定河川とその区域

河川名	区 域	洪水予報基準地
常願寺川	左岸：富山市岡田字岩谷割9番の2 右岸： 〃 地先横江えん堤から海まで	大川寺

■ 洪水予報指定河川の基準地点と基準水位

河川名	観測所名	水防団 待機水位 (m)	はん濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	はん濫 危険水位 (m)	計画高 水位 (m)
常願寺川	大川寺	4.20	5.10	5.24	6.61	9.82

■ 指定河川の洪水予報の種類と発表基準

種 類	標 題	概 要
洪水警報	はん濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> はん濫が発生したときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	はん濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> はん濫危険水位に達したときに発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	はん濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。
洪水注意情報	はん濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。

■ 水位周知河川及びその区域

河川名	区 域	備 考
白岩川	左岸：立山町中蔵 右岸：立山町白岩 (町道中蔵橋) から海まで	富山県知事指定
栃津川	立山町下田 (吉峰橋) から白岩川合流点まで	〃

■ 避難判断水位 (特別警戒水位) 到達情報・発報担当者及び受報者

河川名	観測所名	量水標管理者発報者	受報水防管理団体	連絡方法
白岩川	泉 (泉正橋)	立山土木事務所長	立山町、富山市、上市町、舟橋村	公衆回線、 防災行政無線等
栃津川	浦田 (流観橋)	〃	立山町、舟橋村、上市町	〃

■ 流量観測所及び通報、警戒流量

水系別	河川名	観測位置	管理者	通報流量 (m^3/s)	警戒流量 (m^3/s)
白岩川水系	白岩川	白岩川ダム	富山県	20	30

■ 上記以外の河川及び用水路等の判断基準

実施内容	判断基準
避難準備 (要支援者避難) 情報	・本町に大雨又は洪水警報が発表され、近隣での浸水などにより浸水の危険が高いと判断されたとき。
避難勧告	・避難準備情報実施基準を満たし、かつ、近隣での浸水が拡大しているとき。
避難指示	・避難勧告実施基準を満たし、かつ、近隣での浸水が床上に及んでいるとき。

(3) 避難に要する時間

避難行動要支援者はもとより、住民が安全に避難するためには、時間的な余裕をもって避難勧告等を発令し確実に住民に伝達する必要がある。

避難に要する時間は、以下の①から③で算出した時間の合計とする。

① 住民への避難情報の周知・伝達に要する時間 (10分)

② 住民が避難に要する時間 (10分～20分)

③ 避難施設等への移動に要する時間

一般の住民・・・秒速1.0m

避難行動要支援者・・・秒速0.5m

なお、避難の方法は、自家用車での避難は、避難途中での安全確保、駐車場の確保や道路の渋滞等の観点から極力避け、原則として徒歩とする。ただし、避難施設等への移動距離が1km以上の場合や避難行動要支援者の移動については、自家用車等の移動 (時速30km) を原則として計算

する。

(4) 避難勧告等の発令区域

■ 警戒区域の設定・立入制限等の措置

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
立入制限 退去命令	町長	災害対策基本法第63条第1項	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官	災害対策基本法第63条第2項	災害全般	上記の場合において ① 町長、又は委任を受けた職員が現場にいないとき ② 町長が要求したとき	同上 (町長に通知)
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法第63条第3項	災害全般	町長その他災害対策基本法第63条第1項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	同上 (町長に通知)
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法第21条第1項	洪水	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法第21条第2項	洪水	上記の場合において水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同上
出入制限 退去命令	消防吏員 消防団員	消防法第28条第1項	火災	火災について、消防警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限、又は区域からの退去命令
	警察官	消防法第28条第2項	火災	上記の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上
出入制限 退去命令 火気使用禁止	消防長	消防法第23条の2第1項	ガス、火薬危険物の漏えい、飛散流出について	火災の発生のおそれ、かつ発生した場合に人命又は財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限又は区域内からの退去命令及び区域内の火気使用禁止
	警察署長	消防法第23条の2第2項	ガス、火薬危険物の漏えい、飛散流出について	上記の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上

■ 実施方法

(1) 警戒区域の設定

警戒区域を設定した場合、非常線を張り、その区域への立入りを制限、禁止又はその区域から退去を命じる。

(2) 警戒区域の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、防災関係機関及び住民にその内容を周知する。

(3) 通知

自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を町長に通知する。

3 避難勧告等の伝達内容

避難勧告等において伝達すべき事項は次のとおりである。

- (1) 発令者（こちらは、立山町 です。）
- (2) 発令日時（本日〇〇時△△分に）
- (3) 避難情報の種類（避難準備情報、避難勧告、避難指示の別）
- (4) 対象地域及び対象者（〇〇地区の方は、〇〇地区の高齢者の方 など）
- (5) 避難場所（〇〇小学校、一時避難所、自宅、近隣の家などの安全な場所 など）
- (6) 避難の時期・時間（速やかに避難してください。 など）
- (7) 避難すべき理由（〇〇川がはん濫するおそれがあります。降雨により土砂災害が発生するおそれがあります。 など）
- (8) 住民のとるべき行動や注意事項（近所に声をかけながら避難してください。避難が困難な場合は、近くの安全な建物の2階以上へ避難してください。 など）
- (9) 避難経路または通行できない経路（県道〇〇から△△の間は通行止めです。〇〇地区から△△地区間の町道は土砂崩れで通れません。 など）
- (10) 危険の度合い（〇〇地区において既に浸水が発生しています。町道〇〇で冠水のおそれがあります。〇〇の斜面に亀裂があります。 など）

避難勧告等の伝達文（例）は次のとおりである。

区分	伝達文（例）
<p>避難準備情報</p> <p>基準観測点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、1時間後の判断水位（特別警戒水位）に達すると予測され、かつ避難判断水位到達後も降雨が予測される時 など</p>	<p>こちらは、立山町 です。</p> <p>□ （ ）川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え避難判断水位（特別警戒水位）に達すると予測されるので、（ ）時（ ）分に（ ）地域の（ ）地区に避難準備情報を発令しました。</p> <p>（ ）地域の（ ）地区の（ ）の方は避難準備をお願いします。高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方など避難に時間のかかる方は、避難所への避難を始めてください。繰り返します。・・・</p> <p>こちらは、立山町 でした。</p> <p>□ 〇〇川は、今夜はん濫のおそれがある水位に達する見込みです。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合い、避難を始めてください。</p> <p>□ 近くの〇〇川がはん濫し、〇〇地域で被害が発生しています。（ ）地域の（ ）地区の（ ）の方は避難準備を始めてください。</p>

<p>避難勧告</p> <p>基準観測点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達し、かつ1時間後の水位予測等からははん濫危険水位に達すると予測されるときなど</p>	<p>こちらは、立山町 です。</p> <p><input type="checkbox"/>（ ）川の水位が避難判断水位に到達し、はん濫危険水位に達すると予測されるので、（ ）時（ ）分に（ ）地域の（ ）地区に避難勧告を発令しました。</p> <p>（ ）川がはん濫する危険がありますので、速やかに自宅、近隣の家、避難所などの安全な場所に避難してください。</p> <p>繰り返します。・・・</p> <p>こちらは、立山町 でした。</p> <p><input type="checkbox"/>（ ）川の堤防が危険な状態です。はん濫する危険がありますので、速やかに自宅の2階、近隣の家、避難所などの安全な場所に避難してください。</p> <p><input type="checkbox"/> ○○地区で浸水が拡大しています。○○地区の方も近所の方に声をかけ、速やかに自宅、近隣の家、避難所などの安全な場所に避難してください。</p>
<p>避難指示</p> <p>基準観測点の水位がはん濫危険水位に到達したとき など</p>	<p>こちらは、立山町 です。</p> <p><input type="checkbox"/>（ ）川の水位がはん濫危険水位に到達したので、（ ）時（ ）分に（ ）地域の（ ）地区に避難指示を発令しました。</p> <p>（ ）川ははん濫の危険性が非常に高くなっています。直ちに自宅の2階、近隣の家、避難所などの安全な場所に避難すること。避難中の方は、直ちに避難を完了してください。</p> <p>繰り返します。・・・</p> <p>こちらは、立山町 でした。</p> <p><input type="checkbox"/> ○○地区で堤防から水があふれました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。直ちに○○地区の方は、自宅の2階、近隣の家、避難所などの安全な場所に避難してください。避難中の方は、直ちに避難を完了してください。</p>

4 避難勧告等の伝達

総務部は、防災行政無線、広報車、町ホームページ、緊急速報メール（エリアメール）、FAX、マスコミ等多様な情報伝達手段を準備・活用し、住民のニーズに応じた手段により、避難情報等をわかりやすく伝える。

総務部は、関係各対策部及び関係機関に、避難の勧告及び避難指示の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告及び避難指示の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

（1）避難勧告等の伝達手段

①防災行政無線（J-ALERT 含む）

避難勧告及び避難指示は、必ず緊急放送により行う。

②町ホームページ

<http://www.town.tateyama.toyama.jp/pub/top.aspx>

町ホームページで防災情報等を発信する。

③緊急速報メール（エリアメール）

緊急速報メール（エリアメール）で自動車移動者や町内への旅行・出張者等へ防災情報等を

発信する。

④報道機関への情報発信

報道機関に対し避難勧告等の発令状況を伝達する。

⑤広報車

町は、可能な限り広報車による伝達を行う。

⑥その他

町は、関係機関に対し、電話やFAXにより防災情報等を発信する。

(2) 県等への報告

災害報告は県に対して行う。原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告を行う。

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、消防庁応急対策室（電話：03-5253-7527、03-5253-7777【夜間】）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。（直接即報基準）

また、総務部で取りまとめた町内の災害情報、被害情報を定型様式に取りまとめて、各対策部は、県をはじめライフライン各社、警察署、公共交通機関、町内の関連施設等の各関係機関に対し速やかに通知する。

有線電話が途絶した場合は、地域衛星通信ネットワーク及び衛星携帯電話等を利用する。なお、必要に応じ警察等他機関に協力を求め、通信手段を確保する。すべての通信が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くし伝達ができるよう努める。

(3) 住民の行動

大規模災害時には、町の対応には時間を要することがあるため、危険が切迫した状況下では、指定された避難場所への避難等だけを考えるのではなく、「自らの生命は自ら守る」ためのより安全な行動を選択しなければならない。

「大雨災害における避難のあり方等検討会報告書（平成22年3月）内閣府」及び「災害時の避難に関する専門調査会報告（平成24年3月）内閣府」を踏まえ、安全な避難の考え方等を参考として次のように示す。

■安全確保行動の分類

行動の視点	安全確保行動	具体的な行動例
緊急的な行動	待避	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まる。
	垂直移動	屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する。
	水平移動（一時的）	その場を立退いて、近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動する。
仮の生活をおくる行動	水平移動（長期的）	住居地と異なる避難先などで一定期間、仮の避難生活をおくる。

※「待避」、「垂直移動」は、緊急時・切迫時に行われる次善の策である場合が多いことに留意

(4) 避難及び避難誘導

■避難誘導

本部長（町長）が避難準備情報、勧告又は指示を行った場合又は危険が切迫し、住民が緊急に避難する必要がある場合は、災害救助部救助班（健康福祉課）及び消防部総務班（消防署）は、混乱を起こすことなく、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(1) 避難の誘導

避難の誘導は、災害救助部救助班（健康福祉課）、消防部総務班（消防署）又は各施設管理者が、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、消防署、警察署等の協力を得て実施する。

ア 災害救助部救助班（健康福祉課）

避難準備情報、勧告又は指示が出された場合、消防署及び警察署の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある避難場所に誘導員を配置し、住民を誘導する。

イ 消防署

(ア) 避難準備情報、勧告又は指示が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況を勘案し、もっとも安全と思われる箇所を、町、警察署に通報する。

(イ) 避難が開始された場合は、消防職員及び消防団員により、避難誘導にあたる。

ウ 警察署

町に協力し、一定の地域、事業所を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導のもとに、次により避難させる。

(ア) 避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努める。

(イ) 避難場所においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡のうえ、避難場所の秩序維持に努める。

(ウ) 避難場所の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度の状況を把握して避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難の措置を講ずる。

エ 自主防災組織

自主防災組織は、町、消防署、警察署等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。

(2) 避難の優先順位

ア 避難行動要支援者

避難勧告、指示は地域の居住者のほか、滞在者に対しても行われる場合があることから、旅行者等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。

イ 防災活動従事者以外の者

ウ 防災活動従事者

※避難の優先順位はア→イ→ウの順位とする。

(3) 誘導の方法

ア 留意事項

(ア) 避難経路には消防署員、消防団員を避難誘導員として配置する。

(イ) 誘導員は、避難所、経路及び方向を的確に指示する。

(ウ) 必要に応じ誘導標識、誘導灯、誘導柵を設ける。

- (エ) 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- (オ) 避難経路上の障害物等を除去する。
- (カ) 危険地域には、非常線を張るほか、状況により誘導員を配置する。
- (キ) 浸水地にあつては、ロープ等を使用し、安全を確保する。。
- (ク) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- (ケ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

イ 車両等による移送

避難行動要支援者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、町が車両及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

ウ 応援の要請

災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、町において処置できないときは、県へ応援を要請する。また、状況によっては、直接他の市町村と連絡して実施する。

エ 避難時の携帯品

(ア) 緊急の場合

現金、貴重品以外日用品、携帯品を最小限にする。

(イ) 時間的余裕があると認められる場合

避難秩序を乱さない範囲とする。

(4) 避難住民の心得

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合、原則として徒歩による避難とし、原則自動車による避難及び家財の持出し等は避ける。

(5) 避難者の確認

ア 避難準備情報、勧告又は指示を実施した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、消防署員、消防団員等による巡回を行い、立ち退きが遅れた者等の有無の確認を行う。

イ 警察官は、避難準備情報、勧告又は指示に従わない者について説得に努める。

(6) 屋内での退避等

屋外を移動して避難所等へ避難することが危険となり、屋内に留まることが安全と判断される場合には、自宅等の2階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）を行なう。

5 避難勧告等の発令解除

総務部は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難準備情報、避難勧告及び避難指示を解除し、住民に周知するとともに速やかにその旨を知事に報告する。

※災害の危険がなくなつたと判断されるときとは、①気象警報等が解除された場合、②水防警報等が解除された場合、③発令判断基準（洪水）を下回り再度上昇するおそれのない場合、④地域の状況などから判断する。

第2編 土砂災害編

1 警戒すべき区域・箇所

土砂災害警戒区域等の指定は、土砂災害の発生危険度を示すものではなく、土砂災害警戒区域等に指定されていないからといって安全であるとはいえない。また、表層崩壊による土砂災害を想定しており、想定範囲内であれば土砂災害は危険区域の範囲内に収まるが、表層崩壊以上の深層崩壊が発生した場合には、土砂災害警戒区域の範囲を超えて被害が及ぶことも考えられる。本マニュアルでは、以下を災害警戒区域・箇所とする。

(1) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

町防災計画資料編 第3節「災害危険地域等に関する資料」 3-1「災害危険地域一覧表」～3-11「山腹崩壊危険地区（民有林）」を参照。

なお、詳細図としては、立山町土砂災害ハザードマップを参照。

関連 URL：<http://www.town.tateyama.toyama.jp/bosai/index.html>

2 避難勧告等の発令の判断基準

(1) 発令のタイミングについての基準

本部長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告（避難勧告）し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示（避難指示）する。

また、避難勧告及び避難指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため、避難準備情報を発令する。

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域については、気象庁の大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報を指標として判断する。また、地方気象台や県土木事務所の助言、現場の巡視報告及び通報等を判断材料とする。

避難勧告等の発令判断基準は、次のとおりとする。

■ 避難準備情報、勧告又は指示の判断基準（土砂災害）

区分	判断基準
避難準備 （要支援者避難） 情報	・本町に大雨警報（土砂災害に関するもの）が発表されたとき。 （「富山県土砂災害警戒情報支援システム※1」による危険度状況図において、スネークラインの実況がレベル2「警戒」に達したとき。） ・土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の発見があったとき。 （湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からばらばら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等）
避難勧告	・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 （「富山県土砂災害警戒情報支援システム」による危険度状況図において、スネークラインの1、2時間後予測がCL（土砂災害発生危険基準線）を超え、レベル3「厳重警戒」に達したとき。） ・近隣市町にて前兆現象の発見があったとき。 （斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）
避難指示	・「富山県土砂災害警戒情報支援システム」による危険度状況図において、スネークラインの実況がCL（土砂災害発生危険基準線）を超え、レベル3「厳

	<p>重警戒」に達したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町で土砂災害が発生したとき。 ・近隣市町で土砂移動現象、前兆現象の発見があったとき。 <p>(山鳴り、倒木の流出、斜面の崩壊等)</p>
--	--

(2) 発令にあたって確認すべき情報

第1編「水害編」2「避難勧告等の発令の判断基準」(2)「発令にあたって確認すべき情報」に準じる。

(3) 避難に要する時間

第1編「水害編」2「避難勧告等の発令の判断基準」(3)「避難に要する時間」に準じる。

(4) 避難勧告等の発令範囲

避難勧告等の発令範囲は、「富山県土砂災害警戒情報支援システム」による危険度状況図の5kmメッシュ区間毎において判断する。

関連 URL : <http://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/>

3 避難勧告等の伝達内容

避難勧告等において伝達すべき事項は次のとおりである。

- (1) 発令者（こちらは、立山町 です。）
- (2) 発令日時（本日〇〇時△△分に）
- (3) 避難情報の種類（避難準備情報、避難勧告、避難指示の別）
- (4) 対象地域及び対象者（〇〇地区の方は、〇〇地区の高齢者の方 など）
- (5) 避難場所（〇〇小学校、一時避難所、自宅、近隣の家などの安全な場所 など）
- (6) 避難の時期・時間（速やかに避難してください。 など）
- (7) 避難すべき理由（〇〇川がはん濫するおそれがあります。降雨により土砂災害が発生するおそれがあります。 など）
- (8) 住民のとるべき行動や注意事項（近所に声をかけながら避難してください。避難が困難な場合は、近くの安全な建物の2階以上へ避難してください。 など）
- (9) 避難経路または通行できない経路（県道〇〇から△△の間は通行止めです。〇〇地区から△△地区間の町道は土砂崩れで通れません。 など）
- (10) 危険の度合い（〇〇地区において既に浸水が発生しています。町道〇〇で冠水のおそれがあります。〇〇の斜面に亀裂があります。 など）

避難勧告等の伝達文（例）は次のとおりである。

区分	伝達文（例）
<p>避難準備情報</p> <p>本町に大雨警報（土砂災害に関するもの）が発表されたとき。 「富山県土砂災害警戒情報支援システム」による危険度状況図において、スネークラインの実況がレベル2「警戒」に達したとき など</p>	<p>こちらは、立山町 です。</p> <p>□（ ）時（ ）分に（ ）地域の（ ）地区に避難準備情報を発令しました。午前〇〇時〇〇分に立山町に大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害の発生するおそれがありますので、（ ）地域の（ ）地区の（ ）の方は避難準備をお願いします。</p> <p>高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方など避難に時間のかかる方は、避難所への避難を始めてください。</p> <p>繰り返します・・・こちらは、立山町 でした。</p> <p>□ 避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合い、必要な身の回りのものを持ち暗くならないうちに避難を始めてください。</p>
<p>避難勧告</p> <p>土砂災害警戒情報が発表されたとき。 「富山県土砂災害警戒情報支援システム」による危険度状況図において、スネークラインの1、2時間後予測がCL（土砂災害発生危険基準線）を超え、レベル3「厳重警戒」に達したとき など</p>	<p>こちらは、立山町 です。</p> <p>□（ ）時（ ）分に立山町に土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生するおそれが高くなりましたので、（ ）時（ ）分に（ ）地域の（ ）地区に避難勧告を発令しました。速やかに自宅、近隣の家、避難所などの安全な場所に避難してください。</p> <p>繰り返します・・・こちらは、立山町 でした。</p>

<p>避難指示</p> <p>「富山県土砂災害警戒情報支援システム」による危険度状況図において、スネークラインの実況がCL（土砂災害発生危険基準線）を超え、レベル3「嚴重警戒」に達したとき など</p>	<p>こちらは、立山町 です。</p> <p>□（ ）時（ ）分に（ ）地域の（ ）地区に避難指示を発令しました。（ ）地区の□□付近において△△（土砂の流出、がけ崩れなど）がおきており非常に危険です。</p> <p>避難中の方は危険箇所から離れて、直ちに安全な場所に避難をしてください。</p> <p>繰り返します・・・こちらは、立山町 でした。</p>
---	--

4 避難勧告等の伝達

(1) 避難勧告等の伝達手段

第1編「水害編」4「避難勧告等の伝達」(1)「避難勧告等の伝達手段」に準じる。

(2) 県等への報告

第1編「水害編」4「避難勧告等の伝達」(2)「県等への報告」に準じる。

(3) 住民の行動

第1編「水害編」4「避難勧告等の伝達」(3)「住民の行動」に準じる。

(4) 避難及び避難誘導

第1編「水害編」4「避難勧告等の伝達」(4)「避難及び避難誘導」に準じる。

■危険が切迫している場合の留意点

避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内等の危険箇所の通過は避ける。

土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れる。

溪流を渡って対岸に避難することは避ける。

5 避難勧告等の発令解除

総務部は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難準備情報、避難勧告及び避難指示を解除し、住民に周知するとともに速やかにその旨を富山県防災危機管理課に報告する。

※災害の危険がなくなつたと判断されるときとは、①大雨警報（土砂災害）が解除された場合、②土砂災害警戒情報が解除された場合などから土砂災害のおそれなくなつたと判断できる場合③地域の状況などから判断する。